新潟県小千谷市

令和8年10月22日

職員への懲戒処分を行いました

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、令和8年10月22日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1.処分対象者

にぎわい交流課　主査　（男性　30歳代）

2.処分の内容

戒告

3. 事案の概要

被処分者は、令和8年8月に年次休暇の保有日数を超えて休業し、2時間30分の欠勤に至った。

4.処分理由

職務専念義務違反

【市長コメント】

公務員に課せられた「職務専念義務」は、市民全体の奉仕者として、誠実に職務を遂行するための最も基本となるものですが、違反に至ったことは誠に遺憾であります。

本件を厳粛に受け止め、このような事案が起きないよう、職員への注意喚起を徹底してまいります。